

半田市議会政務活動費の交付に関する条例

半田市議会は、市民の多様なニーズに応え、市政発展、福祉の向上等、半田市をよりよいまちにするためには、議員個人はもとより議会が一丸となり広い知識とそれを活かす知恵が大きな効果をもたらすと確信している。

よって、半田市の発展を目指し、議会及び議員としての責任を果たすために、政務活動費を有効に活用することを目的として、ここに本条例を制定する。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、半田市議会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、議員に対して交付する。

(議員の責務)

第3条 議員は、半田市議会（以下「議会」という。）が半田市民を代表し、市政における唯一の議事機関であることを自覚し、市民の多様な意見を市政に反映させるために、政務活動費を適正に、かつ、有効に使用するよう努めなければならない。

2 議員は、政務活動費の使用によって得た成果を、議会で共有しなければならない。

(交付限度額及び交付方法)

第4条 政務活動費の交付限度額は、議員1人当たり年額15万円とする。

2 年度途中において議員の任期が満了する場合は、当該年度の4月から任期満了日の属する月までの月数を12で除して得た数に前項に規定する年額を乗じて得た額を、年度途中に新たに議員となった場合は、当該議員となった日の属する月から当該年度の3月までの月数を12で除して得た数に前項に規定する年額を乗じて得た額を交付限度額とする。

3 年度途中における改選により、改選後、引き続き議員の身分を有する場合は、第1項に規定する年額から改選前までに交付された額を除いた額を交付限度額とする。

4 政務活動費は、次条に規定する活動の実施後に、当該活動に要した経費について交付する。

(経費の範囲)

第5条 政務活動費は、議員が行う活動に係る経費であって、別表に定めるものに充てることができる。この場合において、当該活動は、市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動でなければならない。

(計画の提出)

第6条 議員は、政務活動費をその経費として充てることを予定している活動について、その計画を事前に議長に提出しなければならない。

(成果の報告)

第7条 議員は、政務活動費をその経費として充てた活動について、その成果を議長に報告しなければならない。

(交付請求)

第8条 議員は、政務活動費の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、議長を経由して、市長に請求しなければならない。

2 前項の規定による請求をするときは、第五条に規定する活動の内容及び当該活動の支出に係る領収書その他の支出を証する書類の写しを市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による請求があったときは、速やかに政務活動費を議員に交付するものとする。

4 当該年度の政務活動費は、翌年度の4月10日（その日が市の休日にあたる場合はその日前においてその日に最も近い休日でない日）までに請求するものとする。

5 前項の規定にかかわらず、議員の辞職、失職若しくは死亡又は議会の解散により議員の職を失ったときは、議員でなくなった日の翌日から起算して10日以内に請求するものとする。ただし、当該議員が死亡したときにあつては、当該議員の相続人が、これを行うものとする。

(収支報告書の提出)

第9条 政務活動費の交付を受けた議員は、当該年度における政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、領収書その他の支出を証する書類を添付して翌年度の4月30日（その日が市の休日にあたる場合はその日前においてその日に最も近い休日でない日）までに、議長に提出しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない。ただし、当該議員が死亡したときにあつては、当該議員の相続人が、これを行うものとする。

(議長の調査)

第10条 議長は、政務活動費の適正な運用に期するため、第8条第1項及び第2項の規定による請求に関する書類並びに前条に規定する収支報告書その他の関係資料について調査を行うものとする。この場合において、議長は、政務活動費が第五条に規定する活動に係る経費以外のものに充てられたと認めるときは、その旨を市長に報告し、必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(政務活動費の返還)

第11条 市長は、政務活動費の交付を受けた議員がこの条例に違反したと認めるときは、既に交付した政務活動費の全部又は一部の返還を求めることができる。

(収支報告書の保存及び公開)

第12条 議長は、第9条第1項の規定により提出された収支報告書その他の関係資料を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 議長は、請求があったときは、収支報告書その他の関係資料を閲覧に供するものとする。

(透明性の確保)

第13条 議長は、政務活動費の使途の透明性を確保するため、積極的に政務活動費に関する情報を公開する。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 議会は、この条例の施行後2年を目途として、この条例の施行の状況を勘案して、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表（第5条関係）

項目	内容
調査研究費	市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	研修会を開催するために必要な経費又は研修会、セミナー等への参加に要する経費
広報費	議会活動又は市政について住民に報告するために要する経費
資料作成費	資料の作成に要する経費
資料購入費	議会活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費